

「妙高市テレワーク研修交流施設」の指定管理者募集に関する質問への回答（4/22 現在）

○その1

質問事項	回答
<p>・管理運営業務の内容について キッチン保健所や消防署などの申請状況についてご教示ください。</p>	<p>施設の設置にかかる消防法及び食品衛生法等の適用については、設計段階において、設計業務受託者を通じ、所轄の消防署、保健所に対して、各種基準を満たしていることを確認しております。また、消防法に基づき、指定管理者において防火管理者を設置することとしているほか、食品営業許可の申請は指定管理者が行うこととなります。</p>

○その2

質問事項	回答
<p>・管理運営業務に係る経費の負担区分 指定管理料の目安はどのように考えたらよいかご教授願います。</p>	<p>今回の指定管理者の募集において、指定管理料の目安額を市からお示しすることはありません。仕様書の「5 管理運営業務の内容」を確認いただき、業務を遂行するために必要な経費を積算の上ご提案ください。ただし、キッチン管理運営業務、自主事業に係る業務は指定管理料に含みません。</p>

○その3

質問事項	回答
<p>・施設の利用時間等 施設の利用時間は季節によって変更させることは可能ですか。</p>	<p>可能です。 利用時間は、原則として午前9時～午後7時とじていますが、変更する場合は市と協議が必要になります。</p>

○その4

質問事項	回答
<p>・指定管理者の候補者の選定について ヒアリング及びプレゼンテーション審査について、プレゼンテーションに与えられる時間、方法についてご教示願います。</p>	<p>1事業者あたり20分のプレゼンテーション、10分のヒアリングとします。 原則として、提出いただく指定様式（事業計画書等）に基づいてプレゼンテーションを行うものとします。</p>

## ○その5

質問事項	回答
・法人等の過去3事業年度における事業報告、貸借対照表、損益計算書について 過去3事業年度とはH30、R1、R2のものを提出しても差し支えないでしょうか。ご教授願います	差し支えありません。 ご用意できる範囲で、直近の過去3事業年度の資料をご提出下さい。

## ○その6

質問事項	回答
・指定管理料 上限金額をご教授ください。	前述の「その2」を参照ください。